

1. 給 与

(1) きまって支給する現金給与額

ア 全国平均等との比較

平成20年7月の滋賀県における事業所規模1～4人の月間きまって支給する現金給与額は182,017円となり、前年(178,317円)に比べて3,700円上回り2.1%増になりました。

これを全国平均(192,630円)と比べると10,613円下回り、全国平均を100とした指数では、滋賀県は94.5となりました。全国第27位で、近畿6府県と比べると、大阪府、京都府に次いで3番目となっています。

また、男女別では、男性は258,255円となり、前年比3.2%増となりましたが、女性は121,977円で前年比0.2%減となり、全国平均を100とした指数では、男性は97.5、女性は87.7となりました。

(第1表)

第1表 男女別、主な都道府県別月間きまって支給する現金給与額(調査産業計)

(格差:全国=100)

区分		全 国	滋 賀 県	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	東 京 都
計	実額(円)	192,630	182,017	187,063	206,442	170,701	172,030	173,774	233,390
	格差	100.0	94.5	97.1	107.2	88.6	89.3	90.2	121.2
男性	実額(円)	264,836	258,255	263,090	288,848	248,975	240,504	232,191	305,955
	格差	100.0	97.5	99.3	109.1	94.0	90.8	87.7	115.5
女性	実額(円)	139,134	121,977	137,771	145,173	123,194	113,341	127,736	169,513
	格差	100.0	87.7	99.0	104.3	88.5	81.5	91.8	121.8

イ 事業所規模別給与

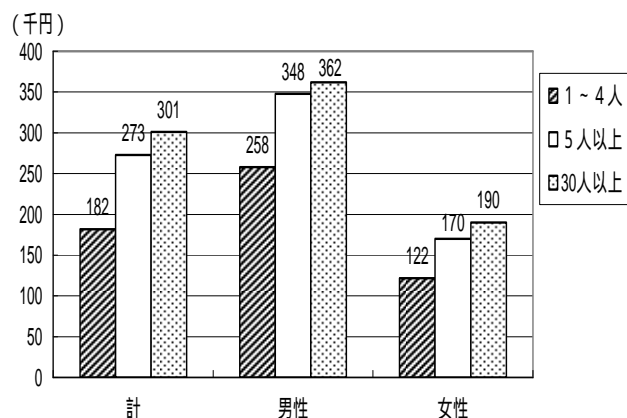
月間きまって支給する現金給与額を事業所規模別にみると、事業所規模1～4人で182,017円、事業所規模5人以上で273,004円、事業所規模30人以上で300,955円と、事業所規模が大きくなるにつれてその額は高くなっています。

事業所規模30人以上を100とした指数で規模間格差をみると、事業所規模1～4人は60.5となり、全国平均の64.0を下回りました。産業別では、卸売・小売業93.9が最も高く、次いで飲食・宿泊業92.9、複合サービス事業91.7と続き、最も低いのは製造業60.7となりました。

この規模間格差を前年と比べると調査産業計で1.2増となり、産業別にみると飲食店、宿泊業27.3増が最も高く、最も低いのは卸売・小売業の12.2減となりました。

(第1図、第2表、第4表)

第1図 男女別、事業所規模別月間きまって支給する現金給与額(調査産業計)



第2表 産業別、性別月間きまって支給する現金給与額規模間格差

主な産業	規模間格差 (事業所規模30人以上を100とした1～4人)			
	計	前年差	男性	女性
調査産業計(滋賀県)	60.5	1.2	71.4	64.1
(参考:全国)	64.0	0.4	71.7	70.3
建設業	72.4	9.8	69.2	96.8
製造業	60.7	1.8	79.4	60.3
卸売・小売業	93.9	12.2	90.4	91.5
飲食店、宿泊業	92.9	27.3	125.8	76.5
医療、福祉	64.5	3.4	78.1	65.6
複合サービス事業	91.7	-	104.9	106.1
サービス業(他に分類されないもの)	63.7	1.7	70.8	74.4

ウ 男女別給与

事業所規模1～4人における月間きまって支給する現金給与額を男女別にみると、男性を100とした指数では、女性の給与は47.2と男女間格差は大きく、全国平均52.5を下回り、前年比においても1.6減となりました。

産業別で男女間格差をみると、最も男女差が大きい産業は、飲食店、宿泊業36.3で、以下、製造業38.9、卸売・小売業45.7の順になりました。

前年と比べると、飲食店、宿泊業23.1減、建設業18.4減と格差を広げていますが、サービス業（他に分類されないもの）では12.3増とその差を縮めています。

（第3表、第4表）

第3表 産業別、性別月間きまって支給する現金給与額の男女間割合

主な産業	男女間格差 (男性を100とした女性)	
		前年差
調査産業計(滋賀県)	47.2	1.6
(参考・全国)	52.5	0.0
建設業	73.2	18.4
製造業	38.9	4.5
卸売・小売業	45.7	6.6
飲食店、宿泊業	36.3	23.1
医療、福祉	49.7	2.2
複合サービス事業	50.2	0.6
サービス業(他に分類されないもの)	61.7	12.3

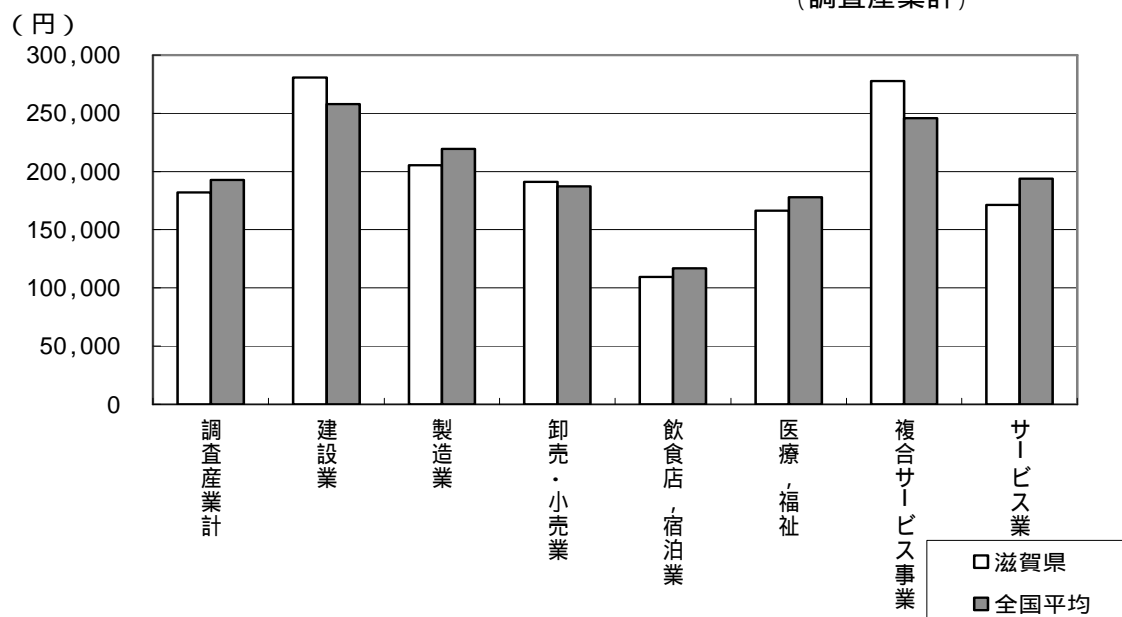
エ 産業別給与

事業所規模1～4人における月間きまって支給する現金給与額を産業別にみると、最も給与が高い産業は建設業280,781円で、次いで、複合サービス事業277,818円、製造業205,140円の順になりました。

全国平均と比べると、複合サービス事業が32,025円上回り、建設業が22,658円および卸売・小売業が3,775円とそれぞれ全国平均を上回りました。一方、最も下回ったのは、サービス業（他に分類されないもの）が22,490円、次いで製造業が14,313円下回りました。

（第2図、第4表）

第2図 産業別月間きまって支給する現金給与額の全国との比較
(調査産業計)



(第4表 産業別、事業所規模別、性別月間きまって支給する現金給与額)

主な産業	事業所規模1～4人						全国平均	5人以上				30人以上		
	計		男性		女性			計	計	男性	女性	計	男性	女性
	円	%	円	%	円	%	円							
調査産業計(滋賀県)	182,017	2.1	258,255	3.2	121,977	0.2	-	273,004	347,614	169,999	300,955	361,555	190,243	
(参考・全国)	192,630	1.1	264,836	1.2	139,134	1.2	-	271,392	340,174	178,924	301,144	369,521	197,910	
建設業	280,781	16.7	289,349	18.4	211,840	5.3	258,123	359,700	401,069	198,964	387,702	418,223	218,839	
製造業	205,140	2.9	300,527	5.8	116,967	5.2	219,453	316,488	368,546	174,977	337,994	378,717	194,076	
卸売・小売業	190,966	6.6	274,630	0.5	125,386	12.3	187,191	226,726	321,189	128,503	203,370	303,748	137,027	
飲食店、宿泊業	109,519	15.0	199,975	46.7	72,641	10.3	116,942	103,723	169,618	78,451	117,868	158,901	94,963	
医療、福祉	166,291	6.5	286,586	8.5	142,476	14.2	177,886	226,683	346,959	198,526	257,751	366,808	217,314	
複合サービス事業	277,818	17.4	367,942	1.7	184,783	3.0	245,793	299,491	350,879	169,362	303,021	350,595	174,106	
サービス業(他に分類されないもの)	171,144	1.1	218,451	13.5	134,798	8.0	193,634	256,176	306,207	174,633	268,666	308,582	181,063	

(2) 特別に支払われた現金給与額

事業所規模1～4人において勤続1年以上の人を対象に、平成19年8月1日から平成20年7月31日までの1年間に賞与など特別に支払われた現金給与額は204,344円で、前年(207,594円)に比べ3,250円下回り1.6%減になりました。

また、支給割合(きまって支給する現金給与額に対する割合)は1.12か月で、前年(1.16か月)に比べて0.04か月減になりました。

これらを全国平均と比べると、全国平均の特別に支払われた現金給与額(208,367円)は4,023円下回りましたが、支給割合は全国平均(1.08か月)を0.04か月上回り、また前年比をみると全国平均は前年(214.629円)に比べて6,262円下回り2.9%減と、本県(1.6%減)を上回る減となりました。

(第5表)

第5表 産業別、男女別年間特別に支払われた現金給与額および支給割合

主な産業	計				男性				女性			
	支給額		支給割合		支給額		支給割合		支給額		支給割合	
	円	%	か月	前年差	円	%	か月	前年差	円	%	か月	前年差
調査産業計(滋賀県)	204,344	1.6	1.12	0.04	316,036	5.0	1.22	0.11	111,318	5.5	0.91	0.05
(参考・全国)	208,367	2.9	1.08	0.05	302,990	2.9	1.14	0.05	135,611	2.4	0.97	0.04
建設業	110,348	1.7	0.39	0.08	117,415	8.4	0.41	0.11	54,558	22.5	0.26	0.06
製造業	338,720	2.1	1.65	0.09	594,769	16.3	1.98	0.52	102,287	252.1	0.87	0.63
卸売・小売業	198,495	26.4	1.04	0.28	317,169	23.5	1.15	0.37	95,997	26.9	0.77	0.15
飲食店、宿泊業	31,587	27.8	0.29	0.03	93,574	61.8	0.47	0.05	5,713	55.8	0.08	0.08
医療、福祉	338,328	6.0	2.03	0.01	718,318	51.5	2.51	0.71	251,290	4.4	1.76	0.35
複合サービス事業	1,123,440	43.5	4.04	0.73	1,638,627	10.9	4.45	0.37	591,612	15.3	3.20	0.34
サービス業(他に分類されないもの)	132,023	18.8	0.77	0.11	185,811	14.5	0.85	0.21	89,954	7.9	0.67	0.00

注) 支給割合とは、きまって支給する現金給与額に対する特別に支払われた現金給与額の割合をいいます